

| | |
|---|--|
| <p>国名</p> | <p>日本</p> |
| <p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p>税財源</p> <p>企業・個人年金</p> | |
| <p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上60歳未満の全国民（国民年金に◎） ・70歳未満の被用者（厚生年金に◎） ・60歳以上65歳未満か在外邦人で他制度に非加入（国民年金に△） |
| <p>保険料率</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金（第1号のみ）：月額16,260円（2016年度）。 ・厚生年金：標準報酬比例，保険料率は17.828%（2015年9月），労使折半。 |
| <p>支給開始年齢</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・65歳。ただし，厚生年金には60歳から64歳まで特別支給の年金がある。 |
| <p>基本受給額</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金：40年納付で，月額6.5万円 ・夫が厚生年金加入の世帯の標準的な年金額：妻の基礎年金含み，月額22.2万円 |
| <p>給付の構造</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第1号，第3号被保険者：加入月数に応じて決まる基礎年金の定額給付。 ・第2号被保険者：基礎年金＋報酬比例年金＋加給年金。 |
| <p>所得再分配</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除者にも基礎年金の1/2が給付される（国庫負担財源）。 ・厚生年金では，保険料が報酬比例だが定額の基礎年金がある。また，65歳未満の配偶者や18歳到達年度までの子がいれば年金が加給される。 |
| <p>公的年金の財政方式</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金は賦課方式。 ・厚生年金は一定の積立金を有する賦課方式。 |
| <p>国庫負担</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金の1/2 |
| <p>年金制度における最低保障</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・年金制度の枠内では特にはないが，国民年金保険料免除者にも基礎年金の1/2が給付される。 |
| <p>無年金者への措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金発足時にすでに高齢であった者に対し，全額国庫負担の福祉年金を支給。 |
| <p>公的年金と私的年金</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・企業年金として，厚生年金基金，確定給付企業年金，確定拠出年金がある。 ・自営業者のために基礎年金に上乘せする国民年金基金，確定拠出年金がある。 |
| <p>国民への個人年金情報の提供</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・すべての国民年金・厚生年金被保険者に「ねんきん定期便」を送付。 ・年金事務所などの年金相談窓口で個別相談に対応するほか，電話相談やインターネットにより加入記録を提供。 |

日本の年金制度

福山圭一(年金シニアプラン総合研究機構専務理事)

1. 制度の特色

20歳以上の全国民が国民年金制度に加入する国民皆年金。ただし、自営業者などは国民年金保険料を、被用者は厚生年金保険料を納付する。

厚生年金の適用者に関しては、全国民共通の基礎年金、所得比例の厚生年金、これに上乘せする企業年金の3階建てである。

受給開始時の年金額の算定は手取り賃金スライド、受給開始後は物価スライドが基本であるが、2004年の年金改正で、この率から現役世代人口の減少及び平均余命の伸びを減じるマクロ経済スライドが導入された。

2. 沿革

明治の早期から官吏や軍人を対象とする退職年金の仕組みは始まり、1923年(大正12年)には恩給法が制定された。また、明治末期より恩給の適用を受けない官庁雇用人の制度として各現業部門ごとに共済組合が設立された。

一般の雇用労働者を対象とする制度としては、1941年(昭和16年)に労働者年金保険法が制定され、常時10人以上使用事業所の男子労働者が対象となった。同法は1944年(昭和19年)には厚生年金保険法に名称変更され、常時5人以上使用事業所、女子に適用拡大が図られた。

戦後になり、1948年(昭和23年)に国家公務員共済組合法が制定され、この下に各共済組合が統合された。また、厚生年金は戦後のインフレで壊滅的な打撃を受け、再建の努力が傾けられたが、1954年(昭和29年)になって、それまでの法律を廃して新法として厚生年金保険法が制定された。これは定額部分と報酬比例部分の2本立ての体系であった。

1958年(昭和33年)には恩給が国家公務員共済組合制度に統合された。

1960年(昭和35年)には自営業者等それまで年金制度の対象とならなかった者を対象とする国民年金法が制定され、ここに国民皆年金の制度的完成を見た(施行は1961年)。

1962年(昭和37年)には地方公務員等共済組合法が制定された。

1973年(昭和48年)は「福祉元年」と称され、年金制度についても給付水準充実、物価スライド制の導入などが行われた。

1985年(昭和60年)には、それまで3種7制度に分立していた公的年金制度について、国民年金を発展させる形で全国民共通の基礎年金制度が導入された。厚生年金などはこれに上乘せになり、更に企業年金が加わる現行の3階建て年金制度体系が完成した。また、それまで国民年金に任意加入であったサラリーマン家庭の専業主婦にも基礎年金の年金権が賦与されることとなった。

1989年(平成元年)には、自営業者等について基礎年金の上乗せを行う国民年金基金制度が創設された。

支給開始年齢は国民年金65歳、厚生年金は60歳であったが、1994年(平成6年)には厚生年金の定額部分について、2000年(平成12年)には報酬比例部分も、65歳に向け長期的に引き上げていくこととされた。

2001年(平成13年)には個人の自己責任で運用する新たなタイプの確定拠出年金制度が、2002年(平成14年)には代行部分がない企業年金である確定給付企業年金制度が創設された。

2004年(平成16年)には、保険料の上限が法定されるとともに、マクロ経済スライドによる給付水準の調整の仕組みが導入された。

2012年(平成24年)には、基礎年金に対する国庫負担1/2の恒久化、被用者年金一元化などの制度化が行われた。従来の共済年金加入者は2015年(平成27年)10月から厚生年金の被保険者となった。

3. 制度体系の概要

わが国は国民皆年金であり、20歳以上60歳未満の国民は、国民年金法による次の区分により公的年金制度が適用され、高齢になれば基礎年金が支給される。

① 第1号被保険者：②、③以外の全ての国民であり、自営業者、学生、短時間労働者、無業者など様々な立場の人々が含まれる。国民年金が適用される。

- ② 第2号被保険者：フルタイムの被雇用者であり、厚生年金が適用される。
- ③ 第3号被保険者：②の被扶養配偶者。

2014年3月末現在の国民年金法による被保険者数は次のとおり(単位：万人)。

| 第1号 | 第2号 | 第3号 | 計 |
|-------|-------|-----|-------|
| 1,805 | 3,832 | 945 | 6,582 |

なお、これに高齢の被用者年金適用者を含めた公的年金加入者合計は6,718万人である。

被用者については厚生年金が適用となり、雇用される企業によっては企業独自に上乘せを図る企業年金がある。基礎年金に加え、厚生年金、企業年金と3階建ての制度体系になっている。

また、第1号被保険者である自営業者のために基礎年金に上乘せする国民年金基金や個人型確定拠出年金がある。

4. 給付算定方式、スライド方式

基礎年金は、保険料納付月数に応じて決まる定額給付である。2016年度の基礎年金額は、480月保険料納付で780,100円(月額65,008円)になる。なお、月額400円の付加保険料を納めた者には付加年金(200円×納付月数)が上乘せして支給される。

基礎年金の算定式： $780,900円 \times 改定率 \times \{ 保険料納付月数 + 保険料免除月数 \times (1/2) + 保険料3/4免除月数 \times (5/8) + 保険料半額免除月数 \times (3/4) + 保険料1/4免除月数 \times (7/8) \} \div 480月$

ただし、2009年3月以前の加入月については、1/2, 5/8, 3/4, 7/8はそれぞれ、1/3, 1/2, 2/3, 5/6となる。

厚生年金は、報酬比例年金である。平均的な賃金水準にある厚生年金加入世帯の2016年度における標準的な年金額(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む)は、2,658,066円(月額221,504円)になる。

老齢厚生年金(報酬比例)の算定式：平均標準報酬額×5.481(2003年3月までは平均標準報酬月額×7.125)/1000×加入月数。

ここに、「標準報酬額」とは各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計をこの間の月数除した額である。

厚生年金では、一定の扶養親族があれば加給年金

が支給される。加給年金額は、65歳未満の配偶者及び18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子2人まで、1人当たり年額224,500円(月額18,708円)、第3子以降年額74,800円(月額6,233円)。また、配偶者加給年金には特別加算(生年月日によるが、通常は165,600円(月額13,800円))がされる。

受給開始時の年金額の算定は手取り賃金スライド、受給開始後は物価スライドが基本だが、この率から現役世代人口の減少及び平均余命の伸びを勘案した一定率を減じるマクロ経済スライドの仕組みが導入されている。なお、この仕組みでは、手取り賃金や物価がマイナスになれば当該率でスライドされるが、その場合を除き名目年金額が前年度より下回らないようになっている。

支給開始年齢は65歳が基本であるが、厚生年金からは60歳から64歳までの間にも特別支給される。この特別支給の年金は定額部分と報酬比例部分からなり、定額部分は2001年度から、報酬比例部分は2013年度から、3年ごとに支給開始年齢が1歳ずつ引き上げられている(従って、2016年度においては62歳になった者に報酬比例部分の年金の支給が開始される)。なお、女子の引上げスケジュールは5年遅れである(従って、2016年度においては60歳になった女子に報酬比例部分の支給が開始され、64歳の女子には定額部分と報酬比例部分の年金が支給される)。

一定の障害状態になれば障害年金が支給される。この算定の基本は、1級は基礎年金(厚生年金加入中に障害になった場合は基礎年金+報酬比例年金)の1.25倍、2級は1.0倍、3級(厚生年金加入期間中の障害のみ)は報酬比例年金相当である。

被保険者が死亡したときは、子か子のある配偶者に基礎年金相当の遺族基礎年金が支給される。厚生年金の場合、生計維持関係のあった遺族に報酬比例年金×3/4の遺族厚生年金が支給される。

5. 負担、財源

保険料については、国民年金は定額で、2016年度は月額16,260円、2017年度は16,490円である。以後は価格変動のない限り固定される。付加保険料は国民年金基金に加入しない第1号被保険者だけが納付でき、月額400円。

厚生年金の保険料は標準報酬比例であり、2015年

9月現在の料率は17.828%である。2016年9月から18.182%、2017年9月からは18.30%で上限となり、以後固定される。保険料の負担は労使折半である。なお、共済組合加入者、坑内員と船員には当面別料率が適用される。

国庫負担は、基礎年金の1/2である。

6. 財政方式、積立金の管理運用

基礎年金は賦課方式である。厚生年金は一定の積立金を有する賦課方式であり、100年後の積立水準を給付費の1年分程度にまで抑制する有限均衡方式が導入されている。

積立金の運用は、全額市場運用が基本であり、年金積立金管理運用独立行政法人が信託銀行等を通じて市場で債券、株式などに運用するほか、一部は債券に自家運用している。2014年度末で同独立行政法人の運用資産額は137.5兆円であり、資産構成は、国内債券39.4%、国内株式22.0%、外国債券12.6%、外国株式20.9%、短期資産5.1%となっている。なお、旧共済年金の積立金は各共済組合が運用している。

7. 制度の企画・運営体制

年金制度の企画は、厚生労働省年金局が担当し、運営については、2010年1月から、国の責任の下で、新たに設立された非公務員型公法人である日本年金機構によって実施されている。ただし、旧共済年金については各共済組合が実施機関である。

8. 最近の論議や検討の動向・課題

(今後の見通し、評価を含む)

(1) 社会保障と税の一体改革

社会保障全体について、消費税率の引き上げと併せ、所要の改革を進めるための制度化が2012年に行われた。年金に関する主なものとして次のものが挙げられる。

① 基礎年金に対する国庫負担1/2の恒久化

基礎年金の国庫負担割合は、1/3から1/2への引上げが2009年度に実現したが、そのための安定財源確保のめどは立っていなかった。2014年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられたのに伴い、国庫負担率も1/2に恒久化することとされた。

② 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

現在の厚生年金の適用対象はフルタイムの被用者を想定しているが、わが国の雇用環境は大きく変化し、パートタイム労働者や派遣労働者などが著しく増加するいわゆる雇用の非正規化が進んでいる。このような状況を受け、2016年10月から、501人以上の大企業を対象に、週所定労働時間20時間以上その他一定の条件に該当する被用者に対する適用拡大が図られることになった。

③ 被用者年金一元化

被用者に対する年金制度は、民間労働者を対象とする厚生年金と公務員等を対象とする共済年金に分かれていた。2015年10月からは厚生年金に公務員等も加入することとなり、被用者の年金は厚生年金に統一された。制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えられている。なお、厚生年金事業の実施に当たっては、共済組合を活用することとされ、公務員等に対する年金業務については共済組合が実施機関と位置付けられている。

④ 基礎年金受給資格期間の25年から10年への短縮

現在は、基礎年金の受給資格を得るには保険料納付済み期間か手続きをした免除等期間が25年以上必要である。これについて、納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、10年に短縮されることになった。実施は、消費税率が10%に引き上げられる2017年4月の予定である。

⑤ 年金生活者支援給付金制度

低所得の老齢基礎年金受給者に対し、国民年金保険料の納付期間及び免除期間を基礎に最高月額5千円を支給する制度が創設された。この実施も、消費税率が10%に引き上げられる2017年4月の予定である。

(2) 平成26年財政検証を踏まえた改正の検討

公的年金の財政検証が5年ごとに行われるが、最近のものが平成26年財政検証である。これにおいては、現行制度の維持を前提にした財政見通しに加え、オプション試算として、物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドがフルに発動される仕組みとした場合、被用者保険のさらなる適用拡大を図った場合、国民年金保険料の納付期間を5年延長し、納付年数が伸びた分にあわせて基礎年金を増額する

仕組みとした場合の3つについて、試算が行われ、それぞれ一定の財政上の効果があることが示された。この結果も踏まえ、当面次のような改正を行うことについて、検討が進められている。

① デフレによるマクロ経済スライド未調整分の繰越し

現行のマクロ経済スライドの仕組みでは、賃金や物価の伸びが小さいか低下した場合は同スライドによる調整は行われず、調整は将来に先送りにされる。この結果、調整期間が長引き、その分将来世代の給付水準がより一層低下することになる。そこで、現在の受給世代に配慮しつつ、将来世代の給付水準の確保のため、できる限り早期に調整を行うこととする観点から、デフレによる未調整分はキャリアオーバー分として繰越し、次に賃金や物価が十分に上昇した場合に調整することとする。

② 労使合意による短時間労働者への厚生年金の適用拡大

2016年10月から、501人以上の大企業においては週所定労働時間20時間以上の短時間労働者に厚生年金が適用される。この適用除外とされた規模が500人以下の企業についても、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を実施する途を開くこととする。

③ 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除

厚生年金の適用を受ける第2号被保険者は、産休期間中の保険料納付は免除され、その間も保険料納付があったものとして年金額に反映されることになっている。自営業世帯等の国民年金第1号被保険者についても、次世代育成支援の観点から、産前産後期間の保険料は法定免除とし、免除期間についても、満額の基礎年金給付を保障することとする。このために必要な財源については、現在法律に規定された保険料に加え、追加の保険料(月額100円程度)を求め、国民年金の被保険者全体で支える。

(3) 企業年金制度の見直し

従来我が国企業年金の中心的役割を担っていたのが厚生年金基金である。これは、厚生年金の一部を代行するとともに上乗せを行う制度であり、1966

年に創設された。ピーク時(1996年度末)の基金数は1,883に上ったが、その後、運用状況の大幅な悪化に退職給付会計の導入等が重なったことなどから、代行返上や解散が相次いだ。さらに、2008年のリーマンショックなど厳しい運用環境が続く中で、2012年にはAIJ事件が発覚し、これが、厚生年金基金制度そのもののあり方の検討に発展した。そして、厚生年金の新設は認めず、積立不足の基金の解散を促していく方向に大きく転換することとされ、2013年にはそのための法律が成立した。

一方、2001年に運用リスクを加入者が負う確定拠出年金制度が、2002年には代行部分のない確定給付企業年金制度が創設され、これらは解散厚生年金基金からの受け皿としての役割も果たしながら着実に普及している。さらに、中小企業を対象に設立手続き等を簡易にした確定拠出年金の創設や個人型確定拠出年金の適用対象拡大などを内容とする法律改正案が国会に提出されている。

公的年金ではマクロ経済スライドにより中長期的に所得代替率が低下していくが、それを補完する意味で企業年金が果たすべき役割は本来的には大きい。それに応えるためにも、企業年金の一層の充実発展が図られることが望まれる。

(4) 超少子高齢化への対応

日本はすでに世界でもっとも高齢化の進んだ国になっており、全人口に占める65歳以上人口の比率は2015年には26.7%に達している。2012年1月に国立社会保障・人口問題研究所から発表された新人口推計ではこれからも少子高齢化が進み、同比率は2035年に33.4%、2060年には39.9%へと増大すると見込まれている。これは世界に類を見ない状況である。一方、年金の支給開始年齢を見ると、欧米諸外国では67~68歳に引き上げる国が多くなっている。

支給開始年齢の引上げは超高齢化が進行するわが国では最も重要な課題である。これは、たとえ制度化されても引上げは一気に行われず時間をかけて徐々に行われることが通常であることから、効果が現れるまで長期間を要する。従って、この課題について鋭意検討が進められることが強く期待される。